

住宅課

議案第76号

港区特定公共賃貸住宅条例等の一部を改正する条例について

「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」の一部改正を踏まえ、同居することができる者等の範囲を拡大します。

1 改正内容

- (1) 入居の際に同居することができる者に、東京都パートナーシップ宣誓制度の利用者を加えます。
- ・港区特定公共賃貸住宅条例第7条第1項第1号及び第2号並びに同条第2項第1号及び第4号
  - ・港区営住宅条例第7条第1項第1号及び第2号並びに同条第2項
  - ・港区立住宅条例第7条第1項第1号及び第2号
- (2) 使用権を承継することができる者に、東京都パートナーシップ宣誓制度の利用者を加えます。
- ・港区特定公共賃貸住宅条例第26条第1項第1号
  - ・港区立住宅条例第26条第1項第1号
- (3) その他規定の整備
- ・港区営住宅条例第7条第2項ただし書

2 施行期日

令和4年11月1日

港区特定公共賃貸住宅条例新旧対照表（第一条関係）

改正案

現行

<p>(前略)</p> <p>(申込者の資格)</p> <p>第七条 一般型住戸の使用の申込みをしようとする者は、次に掲げる要件（単身者用の一般型住戸の使用の申込みをしようとする者にあつては、第二号を除く。）を満たす者でなければならない。</p> <p>一 本人又は本人、配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。以下同じ。）と本人とともに港区男女平等参画条例（平成十六年港区条例第三号）第九条の二第一項に規定するみなとマリアーージュ制度を利用する者（本人とともに当該みなとマリアーージュ制度を利用しようとする者を含む。以下「みなとマリアーージュ制度の相手方」という。）若しくは本人とともに東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第一項に規定する東京都パートナーシップ宣誓制度による証明を受けた者（本人とともに当該東京都パートナーシップ宣誓制度による証明を受けようとする者を含む。以下「東京都パートナーシップ宣誓制度の相手方」という。）の親が区内に居住していること。</p> <p>二 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしない</p>	<p>(前略)</p> <p>(申込者の資格)</p> <p>第七条 一般型住戸の使用の申込みをしようとする者は、次に掲げる要件（単身者用の一般型住戸の使用の申込みをしようとする者にあつては、第二号を除く。）を満たす者でなければならない。</p> <p>一 本人又は本人、配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。以下同じ。）若しくは本人とともに港区男女平等参画条例（平成十六年港区条例第三号）第九条の二第一項に規定するみなとマリアーージュ制度を利用する者（以下「みなとマリアーージュ制度の相手方」という。）の親が区内に居住していること。</p> <p>二 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしない</p>
--	---

が事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。  
次項第四号において同じ。）、児童福祉法（昭和二十二年法律第  
百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の  
四に規定する里親である本人に委託されている児童（次項第四号  
において「里子」という。）、みなとマリアージュ制度の相手方  
又は東京都パートナーシップ宣誓制度の相手方があること。

三〇六（略）

2 高齢型住戸の使用の申込みをしようとする者は、次に掲げる要件  
を満たす者でなければならない。

一 本人又は本人、配偶者、みなとマリアージュ制度の相手方若し  
くは東京都パートナーシップ宣誓制度の相手方の親若しくは子が  
区内に居住していること。

二〇三（略）

四 現に同居し、又は同居しようとする者がある場合にあつては、  
その者が親族、里子、みなとマリアージュ制度の相手方又は東京  
都パートナーシップ宣誓制度の相手方であること。

三〇四（略）

（中略）

（使用权の承継）

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する場合で、当該特定公共賃  
貸住宅の管理上支障がないと認めるときは、区長は、当該特定公共

が事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。  
次項第四号において同じ。）、児童福祉法（昭和二十二年法律第  
百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の  
四に規定する里親である本人に委託されている児童（次項第四号  
において「里子」という。）又はみなとマリアージュ制度の相手  
方があること。

三〇六（略）

2 高齢型住戸の使用の申込みをしようとする者は、次に掲げる要件  
を満たす者でなければならない。

一 本人又は本人、配偶者若しくはみなとマリアージュ制度の相手  
方の親若しくは子が区内に居住していること。

二〇三（略）

四 現に同居し、又は同居しようとする者がある場合にあつては、  
その者が親族、里子又はみなとマリアージュ制度の相手方である  
こと。

三〇四（略）

（中略）

（使用权の承継）

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する場合で、当該特定公共賃  
貸住宅の管理上支障がないと認めるときは、区長は、当該特定公共

賃貸住宅の使用権の承継を許可することができる。

一 特定公共賃貸住宅の使用を承継しようとする者が、一般型住戸にあつては使用者の配偶者、みなとマリアーージュ制度の相手方若しくは東京都パートナーシップ宣誓制度の相手方又は使用者、その配偶者、みなとマリアーージュ制度の相手方若しくは東京都パートナーシップ宣誓制度の相手方の直系尊属、高齢型住戸にあつては使用者の六十五歳以上の配偶者、みなとマリアーージュ制度の相手方若しくは東京都パートナーシップ宣誓制度の相手方又は使用者、その配偶者、みなとマリアーージュ制度の相手方若しくは東京都パートナーシップ宣誓制度の相手方の六十五歳以上の直系尊属若しくは六十五歳以上の直系卑属であつて、使用開始当初から引き続き当該特定公共賃貸住宅に居住している者又は前条第一項第一号の規定により当該特定公共賃貸住宅に同居の許可を受けてから引き続き二年以上居住している者であるとき。

二 (略)

2 (略)

(後略)

付則

この条例は、令和四年十一月一日から施行する。

賃貸住宅の使用権の承継を許可することができる。

一 特定公共賃貸住宅の使用を承継しようとする者が、一般型住戸にあつては使用者の配偶者若しくはみなとマリアーージュ制度の相手方又は使用者、その配偶者若しくはみなとマリアーージュ制度の相手方の直系尊属、高齢型住戸にあつては使用者の六十五歳以上の配偶者若しくはみなとマリアーージュ制度の相手方又は使用者、その配偶者若しくはみなとマリアーージュ制度の相手方の六十五歳以上の直系尊属若しくは六十五歳以上の直系卑属であつて、使用開始当初から引き続き当該特定公共賃貸住宅に居住している者又は前条第一項第一号の規定により当該特定公共賃貸住宅に同居の許可を受けてから引き続き二年以上居住している者であるとき。

二 (略)

2 (略)

(後略)

港区営住宅条例新旧対照表（第二条関係）

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(使用者の資格)</p> <p>第七条 区営住宅を使用することのできる者は、申込みをした日において、次に掲げる条件を具備している者でなければならない。</p> <p>一 本人又は本人、配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。以下同じ。）と本人とともに港区男女平等参画条例（平成十六年港区条例第三号）第九条の二第一項に規定するみなとマリアーージュ制度を利用する者（本人とともに当該みなとマリアーージュ制度を利用しようとする者を含む。以下「みなとマリアーージュ制度の相手方」という。）若しくは本人とともに東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第一項に規定する東京都パートナーシップ宣誓制度による証明を受けた者（本人とともに当該東京都パートナーシップ宣誓制度による証明を受けようとする者を含む。以下「東京都パートナーシップ宣誓制度の相手方」という。）の親が区内に居住していること。</p> <p>二 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが</p>	<p>(前略)</p> <p>(使用者の資格)</p> <p>第七条 区営住宅を使用することのできる者は、申込みをした日において、次に掲げる条件を具備している者でなければならない。</p> <p>一 本人又は本人、配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。以下同じ。）若しくは本人とともに港区男女平等参画条例（平成十六年港区条例第三号）第九条の二第一項に規定するみなとマリアーージュ制度を利用する者（以下「みなとマリアーージュ制度の相手方」という。）の親が区内に居住していること。</p> <p>二 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが</p>

事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。以下同じ。）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七條第一項第三号の規定により同法第六條の四に規定する里親である本人に委託されている児童（次項において「里子」という。）、みなとマリアーージュ制度の相手方又は東京都パートナーシップ宣誓制度の相手方があること。

三〇六（略）

2 次の各号のいずれかに該当する者が区営住宅の使用の申込みをする場合は、前項第二号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族、里子、みなとマリアーージュ制度の相手方又は東京都パートナーシップ宣誓制度の相手方があることを要しない。

一〇八（略）

三〇五（略）

（後略）

付則

この条例は、令和四年十一月一日から施行する。

事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。以下同じ。）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七條第一項第三号の規定により同法第六條の四に規定する里親である本人に委託されている児童（次項において「里子」という。）、又はみなとマリアーージュ制度の相手方があること。

三〇六（略）

2 次の各号のいずれかに該当する者が区営住宅の使用の申込みをする場合は、前項第二号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族、里子又はみなとマリアーージュ制度の相手方があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

一〇八（略）

三〇五（略）

（後略）

港区立住宅条例新旧対照表（第三条関係）

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(申込者の資格)</p> <p>第七条 区立住宅の使用の申込みをしようとする者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。</p> <p>一 本人又は本人、配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。以下同じ。）と本人とともに港区男女平等参画条例（平成十六年港区条例第三号）第九条の二第一項に規定するみなとマリアーージュ制度を利用する者（本人とともに当該みなとマリアーージュ制度を利用しようとする者を含む。以下「みなとマリアーージュ制度の相手方」という。）若しくは本人とともに東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第一項に規定する東京都パートナーシップ宣誓制度による証明を受けた者（本人とともに当該東京都パートナーシップ宣誓制度による証明を受けようとする者を含む。以下「東京都パートナーシップ宣誓制度の相手方」という。）の親が区内に居住していること。</p> <p>二 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが</p>	<p>(前略)</p> <p>(申込者の資格)</p> <p>第七条 区立住宅の使用の申込みをしようとする者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。</p> <p>一 本人又は本人、配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。以下同じ。）若しくは本人とともに港区男女平等参画条例（平成十六年港区条例第三号）第九条の二第一項に規定するみなとマリアーージュ制度を利用する者（以下「みなとマリアーージュ制度の相手方」という。）の親が区内に居住していること。</p> <p>二 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが</p>

事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。）、  
児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第  
三号の規定により同法第六条の四に規定する里親である本人に委託  
されている児童、みなとマリアーージュ制度の相手方又は東京都パー  
トナーシップ宣誓制度の相手方があること。

三〇六（略）

二〇三（略）

（中略）

（使用権の承継）

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する場合で、当該区立住宅の  
管理上支障がないと認めるときは、区長は、当該区立住宅の使用権  
の承継を許可することができる。

一 区立住宅の使用を承継しようとする者が、使用者の配偶者、み  
なとマリアーージュ制度の相手方若しくは東京都パートナーシッ  
プ宣誓制度の相手方又は使用者、その配偶者、みなとマリアーージュ  
制度の相手方若しくは東京都パートナーシップ宣誓制度の相手方  
の直系尊属であつて、使用開始当初から引き続き当該区立住宅に  
居住している者又は前条第一項第一号の規定により当該区立住宅  
に同居の許可を受けてから引き続き二年以上居住している者であ  
るとき。

二（略）

事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。）、  
児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第  
三号の規定により同法第六条の四に規定する里親である本人に委託  
されている児童又はみなとマリアーージュ制度の相手方があること。

三〇六（略）

二〇三（略）

（中略）

（使用権の承継）

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する場合で、当該区立住宅の  
管理上支障がないと認めるときは、区長は、当該区立住宅の使用権  
の承継を許可することができる。

一 区立住宅の使用を承継しようとする者が、使用者の配偶者若し  
くはみなとマリアーージュ制度の相手方又は使用者、その配偶者若  
しくはみなとマリアーージュ制度の相手方の直系尊属であつて、使  
用開始当初から引き続き当該区立住宅に居住している者又は前条  
第一項第一号の規定により当該区立住宅に同居の許可を受けてか  
ら引き続き二年以上居住している者であるとき。

二（略）

<p>2 (略)</p> <p>(後略)</p> <p>付則</p> <p>この条例は、令和四年十一月一日から施行する。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(後略)</p>
--	------------------------------